

令和元年度
短中長期経営計画

令和 2 年 3 月 19 日

一般財団法人 沖縄県水産公社

1. 短中長期経営計画の策定について

一般財団法人沖縄県水産公社は、国が策定した「沖縄振興開発計画」に沿って、県内唯一の第3種漁港である糸満漁港を活性化するため、卸売市場の開設を図ってきた。沖縄県漁業協同組合連合会は、平成30年度通常総会において、那覇市泊漁港の同連合会地方卸売市場機能を糸満漁港に移転することを決議し、これを受けて沖縄県は、糸満漁港に高度衛生管理型荷捌き施設を設置することを決定する等、新市場開設の条件整備が整いつつある。

一方、平成10年度以降の市場開設に係る調整が長期化したため、新市場の開設者に想定されている当公社は、業務執行体制及び財政基盤が脆弱化し、このままでは令和4年度に予定される市場開設に対応できない恐れがある。

よって、今回、短中長期経営計画を策定し、円滑な市場開設に備えるものとする。

なお、地方卸売市場開設時に収益事業を沖縄県漁業協同組合連合会に譲渡し、公社は公益事業に専念する等、これを機に事業及びその執行体制を大幅に見直すこととなるため、今回の経営計画は、令和3年度に予定する短中期計画策定までの暫定計画とする。

2. 水産公社について

(1) 設立の背景

沖縄県は、四面を海に囲まれ、南方漁場に近接するなど漁業にとって有利な地理的・自然的特性を有している。このような特性を活かし、本県の水産業の振興を図るため、沖縄振興開発計画において、「広く県外船をも対象にした開発前進及び中継基地」として、全国の漁船を利用対象とする第3種漁港の糸満漁港が整備された。

同計画において糸満漁港北地区は、本県水産業の振興を図るための先導的な役割を担う漁港として、また、水産物流通加工拠点漁港として位置づけられ、その背後地には、水産加工団地が形成されている。

このような状況の中、水産物の流通条件を整備し、水揚の増大を促進するなど同地区の利活用を推進することにより、本県の漁業及び関連企業の健全な発展を図るため、昭和56年1月9日に県、糸満市及び漁業団体等により財団法人沖縄県水産公社が設立された。

(2) 設立後の経緯

当公社は、国、県の補助を受けて陸上機能施設等の整備を進め、漁船の受け入れ態勢を整備し、地方卸売市場開設に向けた準備段階として、昭和59年度に水揚・選別・出荷作業を行う施設としての供用を開始し、昭和62年度には卸売市場開設を前提とする当初目標、年間3千トンの水揚量を達成した。

水揚利用が安定したことから、平成6年度に地方卸売市場を開設したが、景気の低迷等の影響により魚価が下落したことを契機に卸売市場に対する批判が生じ、平成8年度に卸売会社がせり業務を中止するに至った。

それ以降は県内外の卸売市場に出荷するための水揚・選別・出荷機能を果たす事業を継続している。

平成9年度には糸満漁協の卸売市場が糸満漁港中地区から移転し、当公社荷捌き施設の一部を利用している。

平成25年度には、経営基盤を安定化させるため、基本財産の一部を取り崩して借入金を返済するとともに残額を運転資金とした。

平成26年4月1日に一般財団法人に移行した。

平成30年4月1日に組織改編を行い、事業執行体制を強化することを目的に、常勤理事(代表理事専務)を設置した。

令和2年3月の理事会において、令和4年度に開場が予定されている新卸売市場の開設者となる方針を再確認し、その前提で関係者との調整を図ることとした。

3. 現状と問題点及び今後の課題

(1) 事業の概要

現在、荷さばき施設の一部を糸満漁協が卸売市場として利用しているほか、宮崎県を中心とした県外のマグロ漁船及び県内外のソデイカ漁船等の利用が定着している。

当公社は、これらの利用漁船に対応するため、市場事業、給氷事業、給油事業、冷凍冷蔵保管事業、給水事業を実施するとともに、船員休憩室、シャワー施設等を運営する福利厚生事業を行っている。

また、県からの委託により糸満漁港北地区及び糸満漁港管理運営事務所の管理(巡回清掃等)を行っている。

(2) 主な事業

①市場事業(継続事業1)

市場施設を利用して、全国の漁船を対象に水揚、販売及び出荷作業の利用に供し、当該施設の管理運営を実施している。

②漁港管理受託事業(継続事業2)

県管理漁港である糸満漁港北地区及び糸満漁港管理運営事務所の巡回、清掃等を県から受託して実施している。

③収益事業(その他の事業)

漁船に氷、燃料、餌料、飲料水を補給するための各種事業を一部受託により実施している。

(3) 現 状

①事業の現状

水産資源の減少が危惧される中、沖縄周辺海域には比較的豊富な資源があるとされている。このため、県内漁船の他、九州を中心とした県外漁船も周辺海域で操業しているが、県内には県外漁船の受入体制が整備されていないため、多くの漁船は県外で水揚げしている。また、県外主要漁港では、食の安全安心に対応する高度衛生管理型荷捌き施

設が多く整備されているが、県内漁港のほとんどで未整備となっていることから早急な整備が求められている状況にある。

その結果、水揚量は第3種漁港の標準である5千トンに対して適正な利用状態となっておらず、水揚に付随する漁船へ補給する各事業の取扱も伸びていない。

当公社の事業は、公益事業である継続事業(市場、漁港管理)と収益事業(給氷、給油、冷蔵保管給水等)に大別される。現状としては、収益事業の収入で公益事業を補完する形となっている。

②業務執行体制の現状

令和2年3月現在、常勤役員1名、正職員は、プロパー職員である業務課長1名のみであり、その他の7名は臨時的任用職員であるため、安定した業務執行体制となっていない。しかも高齢化が進んでいる状態にあり、令和4年度に予定されている市場開設時点で事業の継続性が不安視されている。新市場開設にあたり、開設者としての業務を円滑に行うため、継続性と専門性の高い組織体制が求められている。

③財政基盤の現状

当公社は、昭和55年度の設立以来、収支は支出超過の状態が継続している。当初は、県からの運営費補助金を受けていたが、近年は当該補助金も廃止され経常収益の赤字が常態化し、累積債務が経営を圧迫する状況であった。このため、平成25年度に基本財産の一部を取り崩し、累積債務を解消するとともに運転資金に充当した。しかし、その後も収支が好転しなかったことから、平成30年度に収支改善方針を定め、収入の確保を図るとともに人件費等支出の削減を図っている。

4. 経営改善に向けた基本方針

(1) 実施事業の方向性

糸満漁港が、その設置の基礎となった国の沖縄振興開発計画及び沖縄県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において位置づける「水産物流通加工の拠点」となるためには、周辺及び南方海域の水産資源を集約できる卸売市場を開設し、県内及び県外漁船も利用できるよう運営し、県民及び観光客を含めた県内消費の拡大、県外に留まらず東南アジアも含めた海外への安定供給を図る必要がある。

当公社は、市場開設後は公益事業である市場開設者と漁港管理業務に特化して安定経営に努める。収益事業は沖縄県漁業協同組合連合会に引き継ぐこととする。

事業譲渡を予定している給氷施設、冷蔵施設及び給水施設等の収益事業関連施設は、関連人員とともに県漁連に譲渡する。譲渡時期は新市場開設時が基本であるが、状況によって早期の移管を図る。現荷捌き施設は公益事業に区分されているが、新施設完成に伴って漁具修理場や漁具倉庫等として有効利用するため、使用目的を変更すべく今後調整を図る。

(2) 組織体制について

現在、臨時的任用職員の大半は、収益事業に従事していることから事業譲渡の際に県漁連に引き継ぐことを原則とする。事業譲渡後の体制は、常勤役員1名、正職員4名の5名体制とする。

開設者の職務は、消費者への生鮮食料品の円滑供給を目的として、供給者である生産者と需用者である買受人の間に立って双方が納得できる市場運営を行うことである。そのため開設者の担当者は、卸売市場法、食品衛生法及び漁業法等関連する法令を熟知するとともに、市場取引で生ずる各種トラブルを解決する役割が求められることから、市場開設まで早急に人材を育成する必要がある。

また、公益法人として定められた会計方式や各種手続を円滑に行うため、事務的にも専門職が必要となる。

よって、計画的なプロパー職員の採用について県と協議を行い、円滑な業務執行体制の整備を図る。

(3) 財政基盤

卸売市場の開設者は、社会的信用が必要なことから、適正な収入を確保し経営基盤を安定化する必要がある。このため、市場事業の収支について施設所有者である県及び利用主体となる卸売業者と協議のうえ、連携を強化することとする。

また、漁港管理事業については、卸売市場開設を機に作業船等の利用が減少し、結果として事業収入が減少することが予想される。従って、適正な漁港環境を維持し円滑な漁港利用が継続されるよう漁港管理費用の確保について県と協議することとする。

これらとともに、経費削減に努めるなど、今後も引き続き経営改善に向けた取り組みを進め、財政基盤の強化を図る。